

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期 日 令和4年9月5日(月) 開会 9時30分
閉会 18時17分
2. 場 所 議場
3. 付議事件
- ①田代公園内の富士見が丘公会堂建設に関する陳情 (陳情第8号)
 - ②二宮町の魅力づくりの核となる東京大学果樹園跡地の将来の方向性とそ
ののための近代建築物の活用を求める陳情 (陳情第9号)
 - ③二宮町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
(町長提出議案第37号)
 - ④二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(町長提出議案第38号)
4. 出席者 大沼委員長、坂本副委員長、二宮委員、松崎委員、野地委員、杉崎委員、
渡辺委員、善波議長
- 執行者側 ①政策部長、施設再編課長、施設再編推進班長、財務課長
都市部長、都市整備課長
②政策部長、施設再編課長、施設再編推進班長、財務課長
③町長、副町長、都市部長、下水道課長、業務班長
④町長、副町長、総務部長、総務課長、庶務人事班長
- 傍聴議員 5名
一般傍聴者 26名

① 田代公園内の富士見が丘公会堂建設に関する陳情（令和4年陳情第8号）

委員長 初日の本会議で付託された案件について審査する。田代公園内の富士見が丘公会堂建設に関する陳情、令和4年陳情第8号を議題とする。お諮りする。本陳情は議会基本条例第15条の規定により陳情者の意見を聞くこととしたいと思うがご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 ご異議なしと認める。本陳情については田代公園を守る会代表の相澤秀人様他3名より提出されており、本日は相澤様と勝島様にご出席いただいている。趣旨説明等は事前に配布しているので、直ちに質疑に移らせていただきたいと思います。委員の中で質問のある方挙手をお願いします。

<陳情者に対する質疑>

渡辺 この立地の問題だが一丁目と二丁目の境にあると理解している。問題点の1つとして、二丁目だけの住民の合意のより進められ

たことが指摘されているが、今後再度説明会を行う、それから計画を検討していく場合にはどのように合意形成がされていくか、どういうふうに合意形成を再度作っていくのが道筋だと考えているか。今回の陳情だが議会に出されている。建設の再検討を求めているという表現になっているので、町に対してという理解でよろしいか。二丁目も含めて全体で関連した当事者という意味合いのなのか、そのへんも確認させていただきたい。

相澤氏

1点目だが、二丁目とは合意形成されたが一丁目はされていないということだがまさにその通りで、そのことが今回陳情までに至った大きな理由である。私たちは一丁目だが、この事業を実施することを議員さんの議会だよりなどで4月に知り、びっくりした。急に知らされたので割り切れない気持ちだった。私たちは説明会を求めているが、その後に工事説明会のようなかたちで1丁目の自治会長が、これは必ずやらなければだめだということで申し入れをして開かれた。その後いろいろこの件について調べると、もうすでに予算が通ってしまっているし、いろいろな人に聞いてもなかなか難しいという話だったが、どうしても自分としては割り切れず、勝島さんと私は目の前の問題として浮かび上がってきている。それでどうしても意識を強く持った。私は元々こういうことにかかわる意識があまり高くないが、目の前にそういう問題が起こると本当に意識せざるを得ない事を強く感じた。黙っていれば済むが、それではだめだと感じた。きちんと説明を受けていなかった一丁目の方々を含めた、私たちの問題だと強く意識した。なんとかもう一度どうにかならないか、ちょっとストップして考え直してもらえないか、そういう気持ちでいろいろなことを行ってきた。予算が通ったことと田代公園は行政区分で二丁目になり、あくまでも二丁目の問題なので自治会にも協力をもらえず仕方なくポスティングをしたり、署名活動をしたりして今まで活動を続けてきた。町にも要望書を出したが、ほとんどゼロ回答ということで、計画通りに進めると回答をいただいた。何とか陳情の方で道が開けないかと今日ここに伺っている。

渡辺

1点目、二丁目の方は田代公園にということで、ある意味合意という形で進んできて再検討するとなると、いずれにしても一丁目、二丁目付近の住民の方がいろいろ合意をしていかないと、また同じことになるかと心配する。今後、再検討するとしてもどういうふうに地元合意を作っていくか、そのへんについてイメージを持っているのか。

相澤氏

私はこれを始めて一番強く感じたのは、住民の声が聞こえないということである。自治会とか行政が進めることだと思うが、本当はどういうふうに考えているのか、1人1人の一丁目の皆様の声がちゃんと伝わってこない。これはどうなのかと、行政や自治会が中心になって進めるものだとはいえ、やはり基盤は僕らを含めた住民だと思う。住民の1人の私が感じているので、他の方もいろいろなふうに感じているのだろうと思う。署名を集めたのもそういう動機で

行った。私は住民の方々が合意形成を図っていくときに一丁目、二丁目、三丁目を含めて、住民の方々がどんなふうに考えているのか、それがとても重要だと思う。私が署名を取った際の立ち話やいろいろな知り合い方から聞いた話などでは、かなり疑問に思っているという声大きい。それは二丁目の集会所の問題ではなく公園の問題が大きい。皆様の生活の中に馴染んでいた公園なので、「あれがなくなってしまうのか。」「あの桜の木がなくなってしまうんだね。」という感想が大きかった。もう一つは公会堂という存在がはっきりつかめていないことである。これは町の説明が足りないという考えを持っている。合意形成する場合、それぞれ一丁目、二丁目、三丁目の住民の方々の考えを役員は取りまとめるかと思うが、もう少し輪郭をはっきりさせないと、今強引に進めても後で何か起こるのではないかと危惧する。何か大きな不満が出てきたり等の危惧もあるので、私たちの要求しているのはもう一度説明会をお願いしますということだが、もう少し討議というか協議というか住民の意見を吸い上げる形で再検討していただけないか。もちろん時間がかかってしまうかもしれないが、必要なことだと私は感じている。説明会という集会を開いて、行政が一方的に工事の説明をするのではなく、住民の方々がどんなふうに感じているのか、今の計画に対して賛成なのか反対なのか。全員が賛成、全員が反対というのはありえないでしょうから、少なくともその輪郭というものを多数決というものは少し違うと思う。総意というか考えの輪郭というか住民が求めているものの輪郭というか、そういうものを行政はもう少し吸い上げて欲しいと強く思う。

渡辺

再検討の対象は町ということによろしいか。

相澤氏

そういうことでよいと思う。また、二丁目の方と話してみたいと思っている。どういう考えで、どういうことを求め、どういうことが必要で、二丁目の方の立場とかを直接話し合えば理解できると思う。お互いに一丁目と二丁目理解ができると思う。一丁目と二丁目に対立するような形で工事が進んでしまうと、良い事がないと感じている。私たちが諦めればよいという話でもない。住民の方が署名、100名の方が反対の署名をしてくれたが、どっちなんだろう、諦めているのか、どうでもよいのか、本当は反対だが何も言わないでおこうという感じなのか、とても微妙な感覚が私の中に残っていて、もう少し住民が声を出して行って欲しいなと感じている。

渡辺

今、署名の話が出たが100ということで100筆ということだと思うが、大体どれくらいの期間でそれくらいの署名になったのか聞かせていただきたい。

相澤氏

2週間ちょっとだと思う。

松崎

村田町長が令和4年の施政方針の中で誰一人取り残さないということ謳っている。ところが今回の一連の流れを見てみると、一

丁目の方の1部の方が、手続き上で取り残されてしまったような感覚がするが、町はどうして取り残してしまったのか分からないが、仮に町がうっかり1部の方を取り残してしまったとした場合、今回4名の方が議長に陳情を提出したが、提出するまでの間に取り残してしまったことをフォローするような町からの動きはあったのか。要するに陳情を出さないで済むように町からいろいろな話があったのか、教えていただきたい。

相澤氏

それはあった。町長さんにも要望書を出したりした。それに対する最初の回答は施設再編課の大谷さんから再度説明ということで、自宅に来られて説明を受けたが、ほとんど原案と変わらない内容だった。一部条件的に建物のこととか、そういうことについて相談はできますよというような雰囲気はあったが、私もそれははっきり言わなかったし、田代公園という場所と2m削るということについては、ほぼ譲ってもらえない印象を受けた。

松崎

そういう話を聞いても納得ができないので、今回の陳情提出に至ったという理解でよろしいのか。

相澤氏

はい

野地

陳情書にある5つの項目については、後ほど執行者への質問確認だと思うのでまた改めて伺いたいと思う。質問の1つ目は署名についてだが100とおっしゃっているが、今現在どれくらい的人数が署名されているのか。

相澤氏

持ってきていないので分からないが103、104ぐらいだと思う。

野地

103、104ぐらいとおっしゃったと思われる。そうすると私たち議員として、この予算に誰一人異議を申すことなく、富士見が丘の多くの方が今困っていらっしゃる。早く代わりの施設が欲しいという理解の元、私もそうだが早く進めるべきと考えていた。百数名ということで富士見が丘全体で言うと1900人近くの方が町に望んでいる、もしくは意思を表していないという方もいらっしゃると思うが、私のイメージとしては多くの方が今現在一丁目、三丁目を間借りしながら小さなところで会合をしている。だからといって旧施設には入れない。新しい施設を待ち望んでいると私は理解しているが、その方々に対してはどのように思われるか。

相澤氏

野地議員のおっしゃるようによくの方が待ち望んでいるのかは正直分からない。そうかもしれないが、先ほども言ったように場所が問題で田代公園というのは、公園なので二丁目や三丁目の方々にとっても大事なところである。二丁目の集会場を早く何とか決めてほしいという気持ちはもちろん理解できるが、そうかといって田代公園がなくなるのはという人も少なくない。言い方が変かもしれないが例えばこれから工事が始まり、始まって1年

や2年は結局使えない状態である。この経済情勢だと工期が延びてしまう、値段が上がってしまう、費用が上がってしまうとかいろいろなことが考えられる。いろいろなところで間借りしてなんとかしのいでおられるが、どちらにしてもそういう状況は建物ができるまで続いてしまうわけで、それらを勘案すると、むしろ私は一丁目、三丁目の施設をうまく利用して何とかもう少ししのいでもらえないのかと思った。この話がもう少ししっかり進むまで、合意形成をして、合意形成がとれて、そういうことならこれでいきましょうという、もう少しすっきりした形が出るまで何とか我慢していただけないかと私は考える。

野地

田代公園の場所そのものというとなかなか難しいが、私は設計図という図面を見ていない。概略は聞いているがどういう形になるのか誰一人分かっていない中、これから設計等進めていく中で一丁目の方々がそこにも入って、こうしていこう、ああしていこうと意見を出しながら進めていくという妥協点は、見いだせないのかという考えもあるが、その点についてはいかがか。

相澤氏

正直な気持ちを言う。公園は1つの町にとって重要な存在で、平成17年に作られた緑の計画や、平成30年公園統廃合計画を見ても非常に大事にされている。そういうものを公会堂なり集会所などの施設に替えしてしまうのはいかがなものかと思う。できればどこか他のところにしてほしいというのが正直な気持ちである。様々な事情もあると思うので場合によっては妥協案を考えざるを得ないと思う。少し危惧しているのは5月の公園での説明会でも、公園は廃止してという言葉は使っていないが、これからは公園ではなく地域集会所としてという文言が何度も出てくる。私たちは田代公園をつぶしてしまうんだと受け取った。私は妥協案が出されるとしても、公園をつぶしてしまうということには反対したいと思う。公園の機能を保ちつつ、そこにある程度施設を作るという妥協案は可能だと思う。それはだめだと言いきれないのでそういうことである。2メートル削るとほぼ公園はつぶれると思う。環境的にも植生的にも全く違うものになると思う。それは私たちとしては割り切れない。行政が出してきた計画の中で一番ショッキングだったのは、2メートル削ることである。後ろの木は残るが他の木は完全になくなると思う。計画のように建物が建つとなると全く公園機能をなさない広場になると思う。それは避けていただきたいと思う。野地さんが今言われた妥協案は勿論考えなければならないことだと思う。

勝島氏

補足だが私たちは公園の木は残していただきたい。相澤氏が廃止と言ったが添付資料で配布したが住民の意見の中で、「パース図などの全体的なイメージは良いと思います。新しく造られる広場は子どもたちも使えるのか」と質問をしたときに、町は公園ではなくなると言っている。住民の意見として「保育園で園児等が田代公園を利用しているが子ども目線では危ない場所と感じている

ため整備していただくことはありがたい。新たに整備される広場は保育園でもこれまでと同様に使用してもよいか。」との声があげられているが、町の回答は現在の公園という位置づけから地域集会施設に変わると言っているので当会は、公園は廃止と判断した。

二宮

今回建設に際して賛成した議員である。説明がなかったということは本当に謝るべき内容であると思っている。今話をずっと聞いていると最終的には野地議員の質問の中で、公園として存続してほしいということだが、今回の陳情の項目にそれが入っていないことをお聞きする。2点目に後ほど行政にも聞くが土砂災害をまねく恐れがあるということで、第三者に聞いたら危機感を覚えるような内容が書いてあるが、これは何かをもとにして書かれたものなのか。3点目に割り切れない気持ちであったというのが私の胸に響くが、これを解決するためにはどのような方法が最適であったのか、アドバイスいただけたらお願いします。

相澤氏

私たちはこれを始めるまで公園について認識がなかった。公園の中に建物が建てられるのかとか、公園と広場とか、公園と地区集会施設とか最初は区別がなかった。緑の自然環境がなくなっていくということが明らかなので、そういう意味であえて公園廃止を避けてほしいという指定そのものがなかった。口述書の3番にも書いたが、それは後から出てきた問題点である。それがきっかけで公園を深く調べるようになって公園というものは、こうという認識を深めた経緯がある。土砂災害だが、専門家の意見を聞いてそこまで調べてこれを書いたのではなく、直感でこの不自然さは何なのだろうと何人かの議員の方に話して、町の説明で2メートル削ることで安全性が保てるようになるという話を何度も聞いた。それはとても納得がいかず、不自然な感じがした。実際のところ安全性が高まるのか、安全性を失っていくのかどちらか分からないが、感覚的にあるいは経験的に考えると、町の計画では地面を削り取って西側に擁壁を作るというような計画で、それで安全性を高めるというようなことだが、削ってしまうと、そこに根を張っていた木がなくなるわけで、これは専門的な知識ではないが木の根が支えていた力、植物の植生の力とか、それについては後で勝島から話をしてもらいたい、そういう自然がもともと持っている力がなくなってしまう。水はけなどの問題でも植物が水を吸っているということもあると思う。水はけをよくするために人工的な水路を作るというものもあるが、それ以前に植物自体が働いている面もあるので、説明会などで専門家のご意見も聞いてみたいというところが正直なところである。割り切れない気持ちを解消することについては最初に言ったように、もう少し住民の声の輪郭をもう少しはっきりさせるとか、アンケートなどの方法はあると思う。そういうものでどういうふうに感じているのか、どういうふうを考えているのか情報として掴む方法もある。必ずしも集まってということではなく、私が考えるには自治会が音頭を取って、町に臨時集会など

を開いてもらい、この問題を考えてもらう。何人集まるか分からないがやらないよりも、賛成反対の声がはっきりしてくるのではないかと思う。そういう計画を作る上で練り上げる時間が今回は不足している気がしている。申し訳ないが二丁目の人の要望は非常に強かったのだと思う。それを尊重し、でも一丁目の方は何か伝えてしまうといろいろな文句が出そうなので、分からないうちにやっつけてしまおうという印象を私は持った。そこは無視されしまった。おまえらが少し我慢すればよいと言われてしまったような感じで、それで引っ込むわけにはいかないという気持ちである。

二宮 今、アンケートの話があったが、相澤様に重ね重ね失礼だと思いが今から行政がアンケートを行った場合は、出た結果に従えるような気持ちか。

相澤氏 すぐにはいとは言えない。行政がどういうふうなやり方をするかもある。まず地元の結果をおろしてほしい。たとえば、各自治会とか何かの形でやってもらい、それを町が集約するとか、そういうようなものであればよいのかと思うが、はっきりしたことは言えない。

二宮 言葉がちょっとわからなかった。各自治会におろすのか。各地区なのか。

相澤氏 一丁目、二丁目、三丁目の自治会である。

勝島氏 相澤氏の補足の説明ということで土砂災害についてだが、緑の基本計画ということで国土交通省の国土技術政策総合研究所で出している文言で、土砂災害の軽減に関する計画手法の考え方で緑は裸の地と比較して、樹木の根が土を支持することにより土砂災害を軽減する機能がある。そのため地滑り、斜面崩壊の危険がある地域では災害防止を図るため緑地を保全し、ネットワーク化を図るとある。樹木の根で土砂災害を防ぐという効果がある。

坂本 いろいろ質問があり答えているが根本は置き去りにされた住民という意識が、こういうことに発展したと理解してよろしいか。

相澤氏 その通りだと思う。

坂本 そうということになると原点に戻ってもう一回、当事者やお隣の地域の方も交えて話し合いの場に行政が間を取るということになるが、そういうことが現実起きた場合、何とか合意するという着地点が大事である。説明会ができた、又混乱が起きる、そういうことは今の質問や答えの中で想像できる。いずれにしても、これは行政の一つのミスである。二丁目の方々にも迷惑になってしまった。あなた方も迷惑で、そこをうまくやらなかったという、ちょっとした気配りが足らなかったことがこういうことになった。

しかし決定したわけではない。何とか合意するようなことに話し合いの場を持っていった場合に、相澤さんのグループも全部は妥協できないと思うが、妥協点に向かって話し合いに行く用意はあるか。

相澤氏 先ほど野地議員に申した通り、それは持っている。

杉崎 陳情書の5番目に造成工事の必要ない他の場所ならば、多額の予算を使わずにもっと利便性の良い施設が設置可能であるが、これは行政からなぜ田代公園なのか説明があったのか。他の提示等があったか。

相澤氏 他に用地を買って建てる案と新幹線の横の第一遊園地、田代公園の3つの中で、町としては田代公園が住民の方々の希望が一番多かったので決めたと回答された。

杉崎 要望が多かったというが、それは二丁目の方の要望か。一丁目の方は含まれないのか。

相澤氏 二丁目の方々の要望が多かったので田代公園に決めたということだった。一丁目はなかった。

杉崎 その説明をされたとき皆様は納得されていないから、ここに出てきているのかと思うが、田代公園にしますと言われたときはどう感じられたか。

相澤氏 昨年度から田代公園になることはある程度分かっていたことなので、ああやっぱりそうなるのかと思った。他の候補地については令和3年の10月初めて聞いた。他の記憶はあるが、その時の私の記憶がない。もしかしたらその説明があったのかもしれない。私の耳に残っているのは田代公園がこうなりますよという説明を受けたこと。ほとんど決定なんだと感じた。

大沼 今、二丁目の集会施設は耐震不足が判明してから即時使用停止ということで、二丁目では地域の活動はできないような状況がずっと続いている。それぞれの立場に立って物を考えるというのがあるが、相澤様たちの反対する気持ちも大事なことだと思うが、求める二丁目の方々の気持ちについては、どのように感じているか教えていただきたい。

相澤氏 それは理解できる。困っているんだろうと思う。

勝島氏 二丁目の方からの意見もあるが田代公園という話が出ていて、二丁目の総意という形で町が聞いたということだが、実際に二丁目の方に聞いても「二丁目の中で田代公園削るのか、あそこに場所を作って避難とか行くのか。登り坂もある。」とのことだった。

二丁目は第一遊園地があるが、そこは平場でほとんど坂もなく、集まれるところで約 700 m²くらいである。建物は 200 m²くらいで立つということで、住民の方がそこでもよいのではないかというような意見も聞いている。実際にそういう話合いをして二丁目の総意みたいなものを聞かないと、私たちも二丁目でそういう案を考えている方もいるんだなと思ひ、話し合いが必要なのではないかと思ひた。

相澤氏

二丁目の方々の気持ちを推し量るのはとても難しい。だからこそ二丁目の人たちと話し合い、意見を聞いてみたい。こちらの考えも伝えたいという気持ちが強い。最初はお互い否定しあうかもしれないが、情報交換の中でどう変わっていくか、こちらはそれを受け入れていかなければならないし、場合によっては二丁目の方の考えも変わるかもしれないし、やってみないと分からない。それは先が見えないことだけど、やってみる必要はあるのではないかと思ひ。二丁目の方々に対して私らは敵意を持っているわけではないし、うちなどは境目で周りは二丁目の方々である。今勝島が言ったように、二丁目の方々の中にもあの公園なくなってしまうのという、口述書に住民の声を上げておいたがそんなふうに感じている方もいられる。いつまでも反対している変な奴がいると感じている方もいると思ひが、そのへんはコミュニケーションをこれから取っていかないと、一丁目と二丁目が仲良くやっけないのではないかという感じがする。少し手間がかかるかもしれないが、やらなければいけないことだど感じている。

委員長

あそこの公園は 50 年ぐらひ経っているということで、先ほども樹木とかの關係の話があつた。緑豊かな森であつたとしても樹木というのはある程度の年齢や条件によって老朽し、古木になつて立ち枯れていくのはご存じだど思ひが、現在二宮町の中でも昨年あたり桜の木などを随分あちこちで伐採している。樹木医という木の専門家に見ていただき木がかなり老朽しているということで、木を切つたという経緯がある。富士見が丘二丁目の田代公園の桜も、あちこち傷んできている木があるということも伺っている。個別には聞いてはいないが、老木に関しては更新をして、急に木が倒れてきては危ないので人為的伐採をして、管理をしていく必要があると思ひ。今ある木が、あるから残すということも危険性が後ろに控えていることになるが、そのあたりのことについてはいかがか。

相澤氏

そういう木は伐採する必要もあるでしょうし、何も全部木をそのまま残せという考えではない。ほとんど 50 年手が入らなかつたという話をされたが、定期的に伐採や剪定を含めて人間の手を入れていくことは、都市公園なので必要なことだど思ひ。ぜひやってほしいと思ひ。必ずしも何がなんでも桜、切つては駄目だということとは全然考えていなくて、場合によっては専門家の見立てによってそういうものは手入れをしていく。切らなければいけない

ものは切り取っていくという手当ては、絶対必要だと考えている。

委員長

先ほどの話の中で土砂災害警戒区域、土砂崩れ等の危険性の判断がどのようになっているのか分からないというか、判定ができていないとのことだったが、土砂が堆積している量、単位面積当たりの土砂の積載量、荷重が多ければ多いほど危険性は高くなっていくというふうに考えるのが通常だと思うが、そうなった時に傾斜地を含めて、とがった形の斜面が多いという状況だが、この斜面部分が削られて単位面積当たりの土砂の堆積量が減った場合に、土砂崩れの危険性があるかないかということの判断は、素人の予測だが安全性が高まるのか危険性が高まるのか、どのように考えているのか。

相澤氏

その部分については私の感覚的には、木の働きなんかも含めて安全性が高まるとは思えない。それはもう少し専門的な知見とか、調査とかが必要だと思う。

勝島氏

がけ崩れの対策等は、たとえば植生とかを生かしてネット上のようなものを生かして覆うことによって、植生を生かした形でも土砂災害防止の工法はあると聞いている。コンクリートで固め、ワッフル上のようなもので固める等によって、土砂災害に対しての工法は植生を生かしながらでもいろいろあると思う。

相澤氏

2m土を削るということは、そこに地区集会所を作って建物を建てるが多分前提だったと思う。それがなければ2m削る案は多分出てこなかったのではないかな。そう考えると今まで崖のところは土砂災害区域になっているが、削るなんて話を一度も聞いた事がなかったし、土砂災害警戒区域だから何かの手当てが必要だと思うが、公会堂を建てるという問題と別にして考えれば、もう少し別の手当ても可能なのではないかと考える。この問題は色々な問題を一度に解決しようとしたというふうな印象を受ける。口述書の最後に書いたが集会所問題とハザード問題、公園の整備、これがある意味一気にできてしまうが、一気にできたことによって多分公園の要素がすごく削られるというか、傷つけられる。ハザード問題にはプラスになるのかマイナスになるのか、ちょっと分からないという印象を受けている。私たちとして3つの問題は非常に大事な問題であるので、一度に解決しようとしなくて一つずつ慎重にやってほしかった。集会所問題については私たちのような人間が文句を言い出すというか、非常に矛盾を感じてしまうわけである。私たちは見捨てられる存在かというところもある。ハザード問題は今言った通りもう少し専門家の意見を聞いてみたいと思うし、公園整備については失礼な言い方だが手抜きだったのでないかという気がする。50年ほったらかしというのはどうなのかと、お金がかかって大変なことなのだと思うが、樹木だから自然に育っていくが必要に応じて、何回か木を切っている場面を見た。多分町で手入れをしている所だと思うが、ほぼほった

らかし状態が何年も進んでいて木が家の方に被さっているとも聞いた。やはり公園整備というのは、どちらにしてももう少しやっていただきたいと思っている。

勝島氏

我々の当初要望としては説明会の開催をということで、私の手元に神奈川新聞の記事がある。これは我々反対派の意見の記事を載せていただいた。その中で記者が町の担当者に話を聞いているところがある。計画段階で（一丁目を含めた）住民に説明があれば良かったと問われると公式に謝っており、少し配慮が足りなかったと言っている。公式に謝り少し足りなかったというのであれば、ぜひ説明会を開いていただきたい。

＜執行者側への参考質疑＞

二宮

1 点目だが工事の説明がなかったと言われているが町側で行ったと思うが、どちらの住民に対して何回行ったのか。2 点目だが土砂災害を危惧されている陳情内容があるが、安全性の説明をお願いしたい。3 点目だが車の出入りを心配されているので、現状何台分の駐車スペースの予定か。4 点目陳情者の方が、ラディアンがあるから必要ないことを陳情内容に上げている。ラディアンとのすみわけというか内容は分かるが陳情項目にあるので、ラディアンと今回建てる物との違いの説明をお願いします。

施設再編課長

説明会に関してだが富士見が丘一丁目、二丁目、元町北の妙見地区の方々を対象に富士見が丘老人憩の家建て替えに伴う、田代公園についてということで説明会を開催した。5月下旬に計4回、富士見が丘一丁目、二丁目、近接する元町側の方を対象に地区の回覧で募集、一部近隣の方にポストインを合わせて行っている。二丁目の方に対しては後ほど回答する。土砂災害の安全性だが説明会でも説明しており、説明会の開催結果をホームページに掲載している。8月に入ってからいくつかお問い合わせいただいている。地域に対しての一丁目、二丁目に対して回覧ということでこのへんのこと説明している。土砂災害警戒区域に該当する場所、レッドゾーン、イエローゾーンであるが、こちらは基本的に県の方で指定しているが高さや角度などということから、危険な地域として指定される。コンクリートの擁壁で固められているような場所でも、元々地山がそういう状態であれば、そういうゾーンにかかってしまう可能性がある。あくまでも危険な可能性があるので注意してくださいというアナウンスのために、県が示しているイエローゾーン、レッドゾーンである。現在の田代公園の位置がどうかというと、ホームページに示しているが、特に妙見側今回木を切って木が土砂の災害を防ぐのかどうかという話があるが、この部分が角度的にも高さ的にも該当する部分である。土の荷重が高ければ高いほど、角度が立っていれば立っているほど崩れやすいという状況である。土の重さを削ることで、土の重さを軽くすればリスクは軽減される。先ほど木の植生が土砂崩れを軽減す

るといふ話もあったが、部分部分によって災害に対し保全する手法がコンクリートで固めるのか、一部緩斜面というか緩やかなところであれば植生によって防ぐ方法もある。土質によって変わってくる。ここは比較的地盤が安定している場所なので、コンクリートで擁壁を作ることにより、安全性が高まるというところが土木的な一般論であるので、何回も我々から説明している通り今回の2m下げる手法は、安全性を高めることで間違いはないということでも当初から説明している通りである。車の出入りだがあくまでも想定である。当初の説明会で、話をするにあたり町のいろいろな工事で説明をする時に住民の方や議員の方から、言葉で説明してもよく分からないということで今回はイメージパースを作った。これは町が想定というか実際に詳細な建物の計画は行われていないので、決定しているものではないが想定で5台ということで示した。イメージを分かりやすくということで書いたこのパースが、確定ではないかと非常に細かい質問を聞かれるが、あくまでも町の想定という状況で詳細は決まっていない。昨今の地域集会施設における他地域の様子や防災に関する機能性を考えると、地域集会施設として4、5台は停められる必要性があると思うので、そのくらいの数を想定している。ラディアンと公会堂との違いということで当初の説明から、公会堂という言葉を使っていたが、これは町の方で説明が不足していたことは反省している。公会堂という言葉が独り歩きして、あたかも公民館のようなラディアンのような施設を想像させてしまったのは、非常に申し訳なかったと思う。先ほどの説明の回覧の中で公会堂というものは、二丁目の地域集会施設ですと途中からだが補足して使うようにした。当初からラディアンの床面積が5千㎡ぐらいあるが、想定している老人憩の家に代わる建物としては今回のものは200㎡ないぐらい、190㎡ぐらいの小さな住宅プラスアルファ程度のものであるので、この辺が誤解を招いてしまったところである。先ほど機能については地域集会施設として地域の活動の拠点やサークル活動、災害が生じた時の避難所は小学校だが、一時避難場所として地域の方々が、災害の防災活動を行ったりする拠点としての機能を有した施設となる。

二宮

災害におけるハード面はよくわかった。肝心のソフト面だが、今回相澤様が陳情を出したという心情は分かるが、引越しても向こう三軒両隣にご挨拶というものがあるが、今回改めて聞くが工事になると車の出入りがどうしてもあると思うが、特に気を付けて工事に関して、周辺を回ったという事実はあるのかないのか伺う。

施設再編課長

工事に関してはまだ契約をしていない。手続きを進めておらず、まだ決定したものではないので、何も行っていないが、この説明会であったり、町の見解で示している通り、工事をするということは周辺の環境に与える影響が非常に大きいので、十分期間をもって計画を示して、時間だったり工事する内容だったり、振動だ

ったり、そういった部分は配慮して進めるというところを答えている。

二宮 直接工事に入る前というふうにご理解いただいたと思うが、この件が動き出しますよということで、もう一度同じ質問をする。

施設再編課長 先ほどの説明会の中で説明している。

二宮 補足的にもう少しお話を伺いたいが、私はあえて向こう三軒両隣と申した。直接周辺の方には町として改めて説明は行かなかったということによろしいか。

施設再編課長 確認だが、先ほどの説明会の以前にということか。

二宮 説明会の他に。

委員長 今回計画を進めるにあたってということ。

施設再編課長 説明会を開催する前には行っていない。先ほど担当として配慮が足りなかったと神奈川新聞さんに答えした通り、反省している部分はある。二丁目の地域集会所の事情があるが、耐震診断の結果が著しく耐震性がなく危険だということで、緊急事態として使用を停止した。世帯数が、富士見が丘の中で二丁目が一番多く、二丁目の方々が困っているという話もあり、町もスピード感をもって進めてきた。第一遊園地の検討や二丁目の方々にも協力をいただき、民地を買い上げるということもいくつかあたり検討してきた。田代公園も検討にあたった。詳細は割愛するが他の場所ではいろいろ不都合もあり、田代公園に決定した。二丁目の方も要望されたし、町としても客観的に妥当だろうと考え田代公園にした。昨今陳情に至ったところであるが、二丁目の方々とは十何回議論を重ねてきた結果で、主に自治会、地区の方々と議論して、自治会の方も周知を会員の方までおろしていると伺っている。そこを踏まえて議論してきた。工事にあたって、工事によって環境が変わる近隣の方には説明をする。これはあらゆる住宅の開発工事にあたって当然であり、町の条例で定めているところである。そういった視点から二丁目と一丁目の境で、近隣である相澤様に対する説明が検討の段階から抜けていたのかなというのが、担当の私としての反省である。町有地だということもあり場所がここに決定する中で、場所の決定は二丁目の自治会、地区のことなので二丁目の方と議論を非常に密にしてきた。ただその中で工事の段階で一丁目の方にも説明するという考え方が、抜けてしまっていたのかというところの点が私の反省である。先ほどの説明会以前に一丁目の方々に説明していた経緯はない。移動町長室の中で話があって町長がお答えしたと聞いている。

渡辺 最後に課長がおっしゃったが 2021 年 10 月の町づくり町長移動室で、町長が説明会を開くと約束された。口述書の方には触れら

れている。約束したけれども計画立案の段階で関係者に周知しなかったと、これは先ほどもおっしゃっていたが間違いないか。もう一点伺いたいのが工事の現状手続きが進んでいないというが、どういう状況なのか。富士見が丘二丁目の皆さんも一丁目や三丁目の施設を借りながら、いろいろやられているのかと想像はするが現実どういう対応をされているのか、お聞かせいただきたいと思う。

施設再編課長

令和3年度の町づくり移動町長室の開催結果概要ということで、ホームページに公開しているものである。令和3年10月27日に富士見が丘児童館で開催した内容である。その記録について読み上げる。富士見が丘二丁目自治会館建設についてというところで参加者の方から、一丁目に隣接している田代公園に自治会館を建設する予定とのことだが、どのような構想か。また公開説明会は開催されるのか。これに対して町長より富士見が丘二丁目の老人憩の家は昨年度実施した耐震診断で、危険な建築物であることが判明し、令和3年6月をもって閉館としている。新施設については富士見が丘二丁目と協議している。公開説明会は現時点で開催を予定していないが、富士見が丘二丁目地区から要望があれば開催するので、地区外からの参加についても検討すると答えている。それに対して参加者の方から「どのような造成を予定しているのか、できる限り自然環境に配慮して整備を行ってほしい。」と要望があり、これに対して町長より接道と同じ高さに切り下げ裏側に土を足す予定である。建物について色やデザイン等配慮し、できる限り自然環境を保全する形での建築を検討する。また法面下の住宅の安全面にも配慮した整備を行うということで、回答させていただいている。当時二丁目から要望があれば開催すると答えている。工事の現状だが様々な準備はしているが契約には至っていない。入札はしていない。積算だったり仕様を作ったり工事の準備は万全に進めている。二丁目の方から一刻も早く地域集会施設を作ってほしいという、要望を受けている背景がある。一方で手続きは進めていない状態である。

財務課長

現状の富士見が丘二丁目の状況について過去にさかのぼり説明する。現在の富士見が丘老人憩の家が危険だという判断が令和2年度末に判明した。令和3年の4月7日に令和3年度の地区長に説明をさせていただき、代替施設の検討を進めた。翌週9日、12日、13日と松根、富士見一丁目、三丁目さらにその付近にボーイスカウト会館があるので、そのへんの施設を見たりしながら、どこを使う事にしていくか、富士見が丘二丁目は太鼓の祭囃子の会があるので、移転先等を早急に進めなければいけないというところで、太鼓の関係は他の地域集会施設は難しいこともあり、ラディアンや町民センターを候補地として検討した結果、現在は町民センターで太鼓の練習をしている。その他については一丁目や松根にも協力をいただいているが、現状では三丁目の防災コミュニティセンターを基本的に利用いただいている。二丁目は富士

見が丘の中でも唯一盆踊りをやっており、地域活動が盛んな地域である。集まる人数が50人以上で今までやってきたが、現状の施設だといっぺんに集まれない。コロナの関係もあるということで組長と地域の役員がいっぺんに集まることができなくて、今後の地域活動が危ぶまれて危機的な状況があるので、二丁目地区からいち早く建設をお願いしたいという要望を受けているが、現状は三丁目の防災コミセンを利用させていただいている。

渡辺

町づくり町長移動室のやり取りが、陳情者とボタンの掛け違いのようなものを感じる。当然そういう話であれば予算編成前に話があってしかるべきではないかと。そういう期待もあったのではないかと想像するが、現実にはこういうことだということですね。もう一つ伺うが、仕様書は書いたが入札していないということだが、今すぐ発車したとして現状のスケジュールだと年度内にどこまで進むのか。

施設再編課長

たとえば11月に契約するとして、進むレベルとしては造成の途中ぐらいまでではないかと思うが、明確にここまでというのは分からない。一定の成果が見て分かるようなレベルではないと思う。今年度は工事の途中であり、令和5年度末に完了できるだろうというようなレベルである。

渡辺

もう一つ確認をさせていただきたいのが、元々この事業は設計施工一貫でというような話だったが、それについては仕様書作りの段階も変わっておらず、今の方針は設計施工を一貫してやるという理解でよろしいか。

施設再編課長

造成については別の工事である。土木関連なので地元の業者への発注ということもあるので、土木部分は切り分けて、あくまでも建築の部分として設計施工一体ということで考えている。デザインビルドと呼ばれているスピード感がある建て方だが、町はこれまでやったことがないが少しでも早くという思いを受け、そういった手法で考えている。設計ができていないので形が全く見えていない。先ほどの駐車場の話もそうだし、外構の話もそうだし、建物の高さは相澤様からの話もあって一階建てという話も承っている。説明の中で話したが、建物の姿だったり、細かい配置だったり、目隠しフェンスの外構の部分というデザインは今後進めていくところであるので、まだまだ協議する余地は残されている状況である。

松崎

1点目、本件に関わる一般会計関連予算が令和4年3月定例会で可決されている。その際に執行者側からの答弁で言葉は正確ではないが、地域住民の理解は得られているといった答弁があったと思うが、それに関して正確にどういった言葉で答弁したか確認させてほしい。もしそれが事実なら答弁自体が誤りだったということになり、その誤った答弁をもとに賛否が問われたということ

になる。2点目だが先ほども言ったように町長が施政方針で誰一人取り残さないと言っているが、実際今回一部の人を取り残してしまった形である。町長の指示に従っていないというふうに見て取れるが、その点どのように判断しているのか。3点目だが、公共施設を移動させて新たに住宅地に隣接する場所に作ると、過去にいろいろな問題が起こっている。私は百合が丘在住だが一丁目の公会堂を移動させて、住宅街に隣接させて作ったら、近隣からクレームが来るので公会堂から出たら、一切口は聞いてはいけないというようなことが徹底されていた時期があった。こういった施設を移転させるときには近隣の住民への配慮がとても大事だと痛感していたが、過去の例とかを参考にして今回のことにあたったのか教えていただきたい。

施設再編課長

1点目についてだが本会議なのか委員会なのか存じ上げない。手元に議事録等用意がないので後ほど確認させていただきたい。2点目は施政方針で誰一人取り残さないという言葉があって、その指示に従って日々業務を進めている。一部配慮が足りなかったと表現させていただいたが、決して取り残すつもりで業務を進めていったわけではない。3点目の公共施設の移転に伴い、過去の例を参考にしていたかについては、全ての事例を確認したわけではないが、知る限りの中で地域集会所の建設にあたっては当該地区の方々、自治会と協議して検討を進めてきたという経緯があるので、今回もそのように考えていた。ただ隣接するのが一丁目だったというのは先ほど申し上げている通り、少し配慮が足りなかったと考えている。

松崎

質問に対して答えてもらっていないと思う。私が例に挙げた一丁目の施設は町内のことで、町内で同じように公会堂を移転させた時は移転先に今回のようなことがあった。陳情者は今回寝耳に水だったと思うので、最初から住んでいた人は負担が大きいと思う。百合が丘の一丁目でも先ほど申し上げたようにいろいろな問題が発生した。そのことをきちっとチェックしていなかったのか。それと今回取り残すつもりはなかったということだが、結局取り残されている。つもりはなかったというよりも、ここは町長の指示にきちんと忠実に守っていなかったと、はっきりしていただきたいと思うが。

政策部長

松崎議員のお考えにそってそれを認めろというような質問に聞こえるが、この場でそれをお答えする場面ではないかと考える。

松崎

神奈川新聞の記事では配慮が足りなかったと謝罪していると書いてある。

委員長

松崎議員の言われている心情的な質問は若干ずれがあるかもしれない。質問をされているのは神奈川新聞が掲載した内容についての質問だと思うので、そのことについてお答えいただければよ

いかと思う。

施設再編課長

先ほど申し上げているが配慮が足りなかったと、神奈川新聞に対して申し上げた。取り残したという意味ではない。

松崎

今回陳情者の気持ちがよく分かる。二丁目の方が施設を使えなくなっているのもよく分かる。今回陳情ということで、議会で扱うようになったことで富士見が丘の一丁目と二丁目の方がいがみ合うような形になったら、すごく不幸なことだと思う。その責任は、執行者は非常に重いと思うが、その点どのようにお考えか。

委員長

個別のこの事案ということで具体的に聞いてもらった方が良いと思う。心情的なことは陳情者に聞いてもらった方が良い。今は執行者側の参考質疑なので、そのあたりの部分が内容と若干合わないかもしれない。

松崎

分かった。もう一度整理し、このことは気になるので私は本会議でまた改めて質問したいと思う。

野地

一つ目だが陳情者の方は公園としての機能を、非常に重要だと考えていらっしゃると思う。たとえば地図上に田代公園がなくなったとしても公園の機能として保育園の方が使ったり、地域の方が使ったりということ希望されているが、整備後公園としての機能は残るとお考えか。残すような設計にしようと思っているのか。2つ目、陳情者の方から第一遊園地が適地ではないかと提案があったが第一遊園地としなかった理由、もしくはこれから第一遊園地にした場合に近隣の方からの苦情、クレームが入る可能性があるか否かの考え。3つ目、陳情項目に再検討を求めるとあるが、いつまでなのか分からないが、再検討した場合は4年度、5年度の継続予算、5年度末の完成予定がどのようにずれると想定されるか。4つ目、陳情が採択されたとしても法的に遵守する義務は全くない。行政としてはこの陳情が採択されようがされまいが自分たちの計画、予算を取っていただいたので配慮しながら進めていくという考えがあるか。

都市整備課長

1点目、公園機能がなくなるか、なくなるかだが、これについては以前現地での説明会の際にも保育園の方から質問があった。その時に平場というか遊べるスペースが残るので、そういった部分で言うと現在の機能的な部分は確保されると、そのようなかたちで今後の整備の方を計画していくような状況である。

施設再編課長

2点目は第一遊園地に建設した場合だが、先ほど説明しホームページにも公開しているが、各地域にも回覧でお配りした内容の記載がある。検討地の一つであった富士見が丘二丁目第一遊園地だが、全面道路での車の通り抜けができない。厳密に言うと歩行者が通れる程度の細い道があるが交通上の不便がある。道路面と

公園地盤面に高低差があり、バリアフリー化に難がある。造成がこちらでも同様に必要であることとバリアフリーにしようかと考えたら、周りの住宅地よりも1mか2m下げなければならないので、地域集会所だけ下がるような高さになる。周りの地域と高さを揃えたら階段を作る高低差が生じてしまうということで、バリアフリーを進めるのに難がある立地だった。また真横に住宅に三方囲まれる状況で、より近隣との集会所の運用に対してデリケートになる可能性が高い場所であると考えられる。また北側はJR東海道新幹線に近接していることから、クレーン等を使って建設、造成するなど近接協議が生ずる。工事も時間がかかり、高額になり、期間が要される可能性があるということで、二丁目第一遊園地は候補としては難しいのではないかと結論に至った。3点目再検討を求めるということだが、どこまで再検討に時間がかかるかということになると、令和5年度中に完了することが難しくなる可能性が高まる。令和6年度にかかるかそれ以上時間がかかってしまう可能性がより高くなると思われる。4点目、陳情が採択された場合、行政としてももちろん法的拘束力はないが、町として議会の意思を重く受け止めなければというのが根底にあるので、そのまま進めることはできないのではないかと考える。

野地

1つ目公園の機能の件での再質問だが、現在は公園だが保育園でも使ってもいいですよとおっしゃった。地区集会所になると行政が良いも悪いも言えなくなる。地区もしくは地区長がその集会施設を管理、運営すると思われるので、その言葉がなくなってしまふという危険性を感じたが、それに対してはどのようにお考えか。4つ目のもし採択されたら法的拘束力がないがこのまま進めるつもりはないと、要するに再検討しますとおっしゃったと思うが、それをしたら今度富士見が丘二丁目の中止を求める方々がまた陳情を出すなり何なりして、もっとおかしなことにならないかということをお慮する。そんな簡単に言ってしまうてよいのか。

都市部長

1点目の公園の残った場所の扱いについてだが、5月の説明会の時も言葉が足りなかったのかと思っているが、実際には建物を建てる敷地と残った土地が広場になるといったところは、管理部門を完全に分ける予定でいる。広場の部分は町の方で管理、集会所の土地も町のものなので地域と一緒に管理していくようになると思うが、完全に分けるつもりである。5月の説明会以降、今日陳情者の方に伺ったが田代公園に対する思い入れがあるので、広場という名前で残すのか田代公園という名前で残すのか内部で検討しており、できれば私も公園管理者としては田代公園を残す形で、集会所が建つので多少面積は少なくなるが、残った場所を田代公園のまま残して植栽等をして維持していければと、内部で調整している。

政策部長

工期の関係と陳情が採択された場合についてもう一度説明する。工期は当然これから再検討になると遅れていく。陳情を議会が採

択した場合は、この陳情書の採択云々の部分でどこかというところと再検討を求めますということに対して、採択されるというふうと思う。採択をされたのであれば再検討をしなければならないと我々は思う。再検討がどこまでかというのは陳情書の内容を見てもよく分からない。陳情者の方々の思いというのも陳情書を見る限りはどう再検討すればよいのか、どう説明会をすればよいのかなかなか文面からだけは読み取れない。仮に陳情が採択されるのであれば、改めてお話を伺いつつ、どういう再検討が可能なのか、そういうところからスタートするのかなと思う。当然工期としては遅れていく。予算として野地議員がおっしゃるように認めていただいているので、予算を執行できる状況にはあるが再検討ということが議会から求められるのであれば、尊重して再検討の土俵にもっていかなければならないというふう考える。

野地

都市部長からの発言からすると、今回この件が出たのでいろいろと配慮して考えているというのは非常によく分かった。名称から何から何まで管理をきちっと分けるといことも、今回の陳情を受けてかどうか分からないが、非常にいろいろよく考えてくださっているのは理解ができる。政策部長が再検討をしますという表現の中で先ほどの質問の回答にはなっていないので改めて聞くが、再検討して皆がよしとなれば誰も議会だって反対する必要はないが、富士見が丘二丁目の方々を中心に説明してきて、もう少しだから我慢して欲しいということで、急いでスピード感をもってやってきているということだが、富士見が丘二丁目の方々はどう思うのかという質問だった。再検討してもっとよいこと考えようと富士見が丘二丁目の方も思ってください、そういう人がいるのならよいし、早くしろよ、いつまで我慢させるんだ、と富士見が丘二丁目の方に対してはどのようにお考えかという質問である。

政策部長

野地議員がおっしゃったように、先ほど担当課長から若干配慮が足りないという話があり、新聞にも載っている。そういう中でどちらかというところ、富士見が丘二丁目の方々の方を向いてこの計画を進めてきてしまったということがあるので、そういう意味で前に進めようとしていたという中で一丁目の方々からの再検討に対して、議会がそうだとするのであれば、ここで再検討ということをやっているかなければならぬだろうと考える。

坂本

ミスというか心配りが足りなかったということをいつ頃気づいたのか。説明会を何度もやっているが、一丁目の方々に配慮が足りなかったと新聞に書かれているが。

施設再編課長

私は4月から施設再編課長としてやっているが4月当初に予算が採択されており、スピード感をもってという話をさせていただいているので当初の契約のスケジュールを進めるにあたって、検討を初めた4月の当初の段階で気づいたところである。

しても、町としては今までの経緯について不足があったことを認めていることからすると、今後この不満の声について真摯に向き合って話を聞いていけるのか伺う。

都市部長

1点目の各種計画について答える。平成17年に作った緑の基本計画、その後の公園統廃合計画、こちらの計画はその当時の内容で作ってある。将来を見越してということではあるが今回の場合、耐震診断をした結果、数値が悪かったことで緊急的に対処しなければならなくなったということで、こういうのが出た時に計画を見直すということも1つの方法だが、今町の方で公共施設の再配置計画の見直し、また総合計画を作り直している。そういったことを含めて、上位の計画ができた時点で、必要な見直しを行っていこうと予定をしていた。

施設再編課長

今回の経緯を踏まえて、仕様が変更等になることが生じた場合予算が不足する懸念かと思うが、予算の範囲内、プロポーザルの仕様の工夫等の中で建物についてはできる限り対策を取りたいと考えている。今回プロポーザルの中で改めて伺うのが外構の部分が含まれていない部分があるので、改めて来年度追加で検討する必要があるかと思う。採択されなかったとしても相澤様とも直接何度か話をさせていただいている。特に懸念されている見通し、植栽、騒音の件を聞いているのでそういった点については十分協議して、出来る限り要望を加味した工事、設計となるように検討したいと思う。

休憩 11時40分

(傍聴議員の質疑：羽根、一石、根岸、小笠原)

再開 12時14分

<意見交換>

なし

<討論>

委員長

これより討論に入る。

松崎

私は採択という立場で討論する。陳情で求めているのは再検討である。富士見が丘老人憩の家が耐震診断の結果使用できない状態である。再検討の結果陳情者の理解の元、現在の計画をできれば遂行されればよいなという思いがある。またやむを得ない場合計画の変更の上で、新たな施設が速やかに整備されることを望む。町長は施政方針で誰一人取り残さないという言葉を出している。陳情者を取り残すことは許されない。参加する前に周辺住民に情報提供、意見要望を聴取するべきで、それを怠ったことは町側の手続き上のミスであり、町の責任は明らかである。富士見が丘地区全ての住民を対象にした説明会の実施を求めるのは、当然のこ

とである。新聞報道でも予算化の前に富士見が丘二丁目で周知されていたものの、一丁目の隣接する住民の周知を怠っているとしている。当然周知されるべき住民であり、周知の対象から外す合理的な理由が見当たらない。さらに町担当者はそのことで謝罪している旨報じられている。改めて町の責任は明らかである。一般会計関連予算は令和4年3月で可決されているが、執行者側の説明では、言葉は正確ではないかもしれないが、地域住民の理解は得られているといった答弁があった。予算に賛成した議員でもこういった誤った答弁を参考にして賛成したことになる。町長は令和4年で誰一人取り残さない町づくりを一步一步着実に進めていきたいと考え、令和4年度予算案をまとめたとしている。誰一人取り残さないという言葉は軽々しく使うべきではない。今回陳情者を取り残した形となるが、仮にうっかり取り残したとしても、その後取り残された方が陳情を議長に提出するまでの間に、納得いただくような努力をすべきだった。今回陳情者側や建設を推進したい側から私の方に声がかかった。今回のことが非常に重要になると思うが富士見が丘一丁目と二丁目の対立になったら、非常に不幸なことである。行政のプロセスミスがきっかけでこのようなことになったので、富士見が丘一丁目と二丁目の方々が対立するようなことがないように、そのことをしっかり心に刻み対応していただきたいと思う。

野地

私は不採択の立場で討論する。しかし、相澤様、勝島様におけるこの陳情は非常に大きな意義があったというふうに捉えているし、行政においても反省をきちんと口にし、今後の方向性を示したということでも、とても大きな意義があったと感じている。しかし、富士見が丘の方々の希望という早期の地域集会施設の整備が大きな要望として出されていると思うが、工期は当初の予定より遅れている。採択となった場合には行政は年度を超えるという話をされている。富士見が丘二丁目の方もそれでは非常に困るという現実になろうかと思う。先ほどから行政が言っているようにスピード感をもちながら進めていく中で、ご理解いただけるように、これから進める協議の中に近隣住民も含めて進めていきますということをおっしゃっているので、お互いスピード感をもってよりよい施設ができるということが可能であるというふうに判断した。そこを条件に今回は不採択とさせていただき、早期再建を願うものである。

二宮

私は今回の陳情に対し不採択の立場で討論する。担当課も配慮がかけられていると認めているとおり行政の責任はある。今後は手順等のマニュアルを作ることを望む。その上で高齢化に伴う通いの場や最も大きな心配事である地区の防災拠点など、地域集会施設は地区に一つ必要であるということが防災の日の訓練でも、記憶に新しいということでもあると思う。今後は説明時間を十分持ち、陳情者の陳情に寄り添えるような結果を出すのを条件に不採択とする。

渡辺

私は採択の立場で討論する。今回予算編成とか議会对応とか、防災の関連もあって緊急性があったとはいえ、進め方については近隣地区の住民の合意を得たとはいいがたい点、このへんは手続き上の瑕疵にあたると思うのでその時点まで遡ることは、私は妥当だと思う。一方、防災上即時利用ができなくなった老人憩の家の代替施設が当然必要と考えるので、施設整備の緊急性を担保するための提案だったと考える。陳情者の指摘する点、心配するところは本当に理解できるところである。一方、行政側も実質的に再検討というか、そういうところに入っている印象を今日の論議で感じた。地域住民が町と話し合って早急に合意を形成していただきたいと希望する。進め方としてデザインビルドについて引き続き計画されているそうだが、デザインビルドを進めるとなると仕様書が全て着工されると途中の変更が難しくなると思う。仕様書を作成する段階で徹底的に話し合いを進めるのか、施工の段階で変更の余地を残しておくのか、そのへんについても検討が必要ではないかと今日の審議を通して感じた点である。議決前に予算案というか、予算が絡む点について周知するシステムにはなっていないという部分だが、このへんについても当然議会の方でどういうふうに扱うかということも検討すべきかと思い、宿題をもらったという思いである。

<採決>

委員長

それでは陳情第8号を採決する。陳情第8号を採択することに賛成の委員の挙手を求める。

(可否同数)

委員長

採決の結果、可否同数である。よって二宮町委員会条例15条の規定により委員長において本案に対する可否を採決する。今回の陳情の中で執行者側より採択の可否に関わらず、今後も協議を進めていくという話があった。富士見が丘二丁目の方々は現在集会施設が使えずに多大な苦勞を伴っている。私、委員長としては不採択とさせていただきたいと思う。よって陳情第8号は不採択と決した。

休憩 12:25

再開 16:00

② 二宮町の魅力づくりの核となる東京大学果樹園跡地の将来の方向性とそのための近代建築物の活用を求める陳情（令和4年陳情第9号）

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。二宮町の魅力づくりの核となる東京大学果樹園跡地の将来の方向性とそのための近代建築物の活用

を求める陳情、令和 4 年陳情第 9 号を議題とする。お諮りする。本陳情については議会基本条例第 15 条の規定により陳情者の意見を聞くこととしたいと思うがご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 異議なしと認める。本陳情についてはまちづくり工房「しお風」及び二宮遊学の衆代表の神保様より提出されており、本日はご本人様と杉本様にご出席いただいている。自己紹介をお願いする。

神保氏 まちづくり工房「しお風」と遊学の衆の代表をしている神保と申します。

杉本氏 同じく杉本と申します。

委員長 趣旨説明等は事前に配布しているので直ちに質疑に移らせていただく。委員の方で質問のある方は挙手をお願いする。

＜陳情者に対する質疑＞

野地 本陳情は東大果樹園跡地をよくご存じで周知をされている「しお風」と遊学の衆さんと改めて陳情書を読ませていただいた。その中で、東京大学果樹園跡地については、まだまだ活用方法が全く検討されておらず、町民に対して意見聴取等もまだされていない。少なくとも 5 年先までは現状なんだろうと思っている中で、この陳情項目にある 1 もしくは 2 を、この時点で決めて他の町民の方々の意見はもう聞かないのかと。こういう活用方法があるのではないかと様々な意見があると思うが、ここでこのように決めてしまうと、それが足かせになってしまうという懸念を持っているが、そのへんについてはいかがか。

神保氏 今、野地議員がおっしゃっていることは、こちらの説明が足りなかったのだと思うが、これをこうしろと決めて欲しくて出しているわけではない。今現在ある魅力を減じることなくやってほしいということで、今回陳情項目を見ていただくと分かると思うが、私たちが提案したことを踏まえながらやって欲しいのであって、それをやれと言っているわけではない。地域創生につながる二宮町の魅力づくりの核となる東京大学果樹園跡地の将来の方向性を、住民参画で明らかにすることで、他の人の意見を聞かないということではない。出す時に資料が必要なので私たちはこういうふうにして、こういうふうな活動をしている中で、それについてやれということでなくやっている。他の方も東京大学果樹園跡地はこういう魅力があるということを知ってくださいということで、今回提案をしている。現状だと東京大学果樹園跡地を全部知っている人は少ないのではないかと、今開放されていることでさえ知らない人もいて入ってよいのかとおっしゃる方が多い中で、東京大学果樹園跡地はグラウンドだけでなく奥もあり、いろいろな植生があるところで、近代建築物がこういうふうに残っているが、こういう由来があって、建築物それぞれの棟がこういうものですよとか、そういうことを知っていただきたいので私たちは提

案として、今回エコミュージアムということで東京大学の魅力を皆さんに知っていただきたい、そのために活動している。

野地

陳情項目 1 に住民参画で早急に明らかにすることを求めますとあるが、大変同意をするところである。5 年は早く来てしまうので並行してやらなければいけないというところは分かるが、「水と緑の時空エコミュージアム」を踏まえながらということで、ここで何か一つの設定がされてしまう。2 もそうである。旧実験室をインフォメーションセンター、展示ルームを開放し、活用していくことを求めるということが入っている以上はこうしなさいと我々は捉える。令和 4 年度の陳情において、もしこれが採決されるとなると令和 9 年度ぐらいに令和 4 年度の議会では、この陳情を採択したのではないかという話もちろん執行者側から出てくるし、町民からも出てくるのを非常に懸念する。先ほどの答えであれば、こういう意見を私たちは持っている。こういうものも踏まえて早々にいろいろ考えていきませんか。他の意見も合わせてということであれば理解はできるが、そこが引っかかっておりそこを改めてお聞かせ願う。

神保氏

今野地委員のおっしゃった通り私たちはこういうことを考えている。そういう中で皆さんいろいろな意見を言っていただきたいと思うので、住民参画ということである。先ほど話したように皆さん東京大学果樹園跡地といっても細かいところがどんなところがあるのかとか、今回ここにも書いたが絶滅危惧種のタシロランを発見したりしているが、あそこは雑草が生えているところだというイメージの方もいらっしゃると思うので、そういうことをお知らせしていきたいということと、2 の陳情項目だと思うが今回は開放して活用していく。私たちは頑として使いますということではなく、今の状況だと中がどうなっているのか、どういう建物なのか皆さん分からないと思う。今問題になるのは耐震性がないから中に入れなということだが、入らなくても外から見える。私たちが調べたことをそこに展示しておいて、外から見ると、できるようなものを作っておいたらどうか。特に建物の細部が分からないとどういう風な建物か分からないと思う。この 2 棟は割と外から見ても分かる。特に収納舎はシャッターのような形になっているので、開ければわかるし、そこが元々物を置く場所だったので、いろいろな棚とか配置されているので、そういうところで皆さんにその情報を知っていただくものを飾れるというか、そういうところになっていくのではないかとということでやっていく。あくまでも皆さんが東京大学果樹園跡地の魅力を、どんなものかよく知っていただくために開放していただきたいという要求なので、ここをこうして整備してということではない。そのへんは説明が足りない文章で分かりにくかったと思うがよろしく願います。

野地

私も昨日割れた窓からあちこち見て回ったのは事実だが見るとこうなっていると、見ればわかるのでそういうものを町民の方々にご案内する。もしくは町がするということは必要なことと同意はするが、やはり陳情書 1,2 はストレートに読むと予算が絡んでくると思うのが1つと、話では分かるが何かこれが将来に向けて1つの案であるのはよいが、これに偏ってしまうのではないかと危惧はぬぐえない。たとえばだが、もし不採択

になったとしても、いずれ使い方に対してそういう時期が来る、改めてそこで提出するとか、陳情ではなく今おっしゃられたようなことを、町行政に対して意見として伝えていくという方法もあると思うがいかがか。

神保氏

確かにそうだが、今すごい危機感を持っているのは今のものをきちんとして維持していけるのは1、2年だろうと思っている。建物は結局壊れていってしまったというのは全然手を加えていないし、閉めっぱなしが原因で傷むし、樋のところに落ち葉があって植物も生えてしまい、そういうもので重みを増して壊れてしまうということもあるので、少しでも建物を見せるということで住民の方にも意識を持ってもらいたいし、開放すれば職員の方もメンテナンスをしなければという意識も出てくるのではないかと思う。あの中に近代建築物が11棟あるが、この2棟は現状の中で開放してどうにかできるかと思う。整備してお金をかけるとは一切言っていない。今までも皆さんに参考資料で渡した散策路、井戸ポンプも整備しているが本当に限られた予算の中で労力を使い、自分たちで廃材を使って安上がりにある程度お金を出せるところでやってきた。そういったノウハウを活用するところがあったところでは、見せることでいろいろな専門家や技術を持った人が集まるのではないかと思うので、そういった中であそこを開けたからといってどこどこを修理してということでは決してないということをご理解いただけたらと思う。

二宮

土地の自然のあり様が事細かに書いてあり本当に素晴らしいと思った。1点目は野地委員とほぼ同じだが、町が使い方を決めてということが1番問題だと思っている。その上で気になるのが「水と緑の時空ミュージアム」これを非常に細かい説明をしていただき、絵的に広がるものがあるがエコミュージアムの発展的定義ということで、行政は専門家と施設や資金を、住民は知識と能力を提供し合っということがコンセプトになっているので、私も財政措置が気になるが今の説明を聞いてみると、あくまでもそうではないということだった。そうすると、この上の文章はその上にして、陳情項目について使用用途を町が考えるべきというような、シンプルなものに考えることを次にしていただけたらありがたいと思うがいかがか。

神保氏

私は使用目的を明らかにするだけではだめだと思っている、東京大学果樹園跡地は二宮に残された大切な地域資源で、今後二宮がよりよい町になっていって、いろいろな人を惹きつけるところにするには、ここを活用しない限りは無理だと思っている。そういった中で今回もそうだが、提案したのはここを整備しろと言っているのではなく、ここを拠点にしていろいろなことを考え、全体のまちづくりを考えなさいという意味で今回エコミュージアムと出させていただいたが、それはお金をかけるものではない。ミュージアムといっても何か施設を作らなければいけないというのではなく、仕組み作りである。その仕組み作りをやっていきたいというのは、私たち草刈りもするが、業者に頼まないとやっていけない部分がある。もっと多くの町民が草刈りをやるとか、そういう整備をやってくださればこういうことにならないということもあるので、こういったことを知っていただくためにも、地域創生の核とする施設にするにはどうなのか

という議論をしていただきたい。たとえば施設があるから広大な二宮の土地だから、ここをつぶして何か作ってしまおうというような形になるのは非常に残念だし、そんなことをしたら二宮の財産をつぶすことなので、あくまでも今回こういう風に考えているので、こういった魅力でここを拠点化していくという提案をしている。もっといろいろな方が参加してくれることでもっと良い提案が出てきて、ここはもっとこうした方がもっと良いとか出てくれば、それをさらに吸収しながらやっていきたいと思っている。

二宮

二宮町の魅力を本当にいろいろな方に発信して、より良い付加価値を二宮町につけてくださる、そのお気持ちは分かるが、できましたらこの文章の陳情項目が違っていただけなら採択もできたという思いである。お考えは分かるが、どうしてもこの文章だと財政措置を鑑みなければいけないような文章に見えると私は理解するが、再度伺う。

神保氏

財政措置が必要になるというのはどういった観点で財政措置が必要になるのか。施設整備をしろとは言っていない。たとえば博物館を作る、あれをしろとは言っていない。先ほども申し上げたが散策路に井戸ポンプを付けたら相当のお金がかかったはずである。しかし私たちは労力を出し、メンバーの中には専門の方がいたのでその方の知識を使い、あそこに鉄パイプや竹がすごくあり、散らかっていたのを片づけることでチップ化して撒いた。防草シートに撒いて留めるのも竹を切ってきて、その竹で押さえるとかいろいろ考えてやってきた。これからの中で多少のお金はかかるが、それを町に要求するのかなというものがものすごくあって、クラウドファンディングとかいろいろな方法があると思う。そういうことも含めて今回提案したことについて検討していくことで、町はそんなにお金をかけなくても、いろいろな人が関心を持ち、良い知恵が出てよりよいものになっていくのではないかと。今私たちは実際に毎週活動しているが、常時出てくるのは8名ぐらいである。東大は広いのであそこもここもやるとなると、なかなか手が行き届かない。それをもっと人が知って私はここだったらこの時にはこれができる、ということができていく中で情報発信としてこういう方向性で私たちはやっているから、賛同してくださいということである。前回、一石議員が反対された中にも提案を出していないから分からないということがあったので今回提案して、それを皆さんがどう考えていただけるのか。こんな考え方もあったのかと念頭に入れていただけたらありがたいということで、みんなで話し合いながら今やっていることの方角性を自分たちも確認しないといけないので、いろいろな調査をした中でプランニングしようということでプランニングをし、毎週活動を着実にやっている。そういうことで出しているのだから、これを出したからこの事業をするためにお金をくださいということではない。町民の知恵を出して、ここにそんなにお金をかけなくてもできる方向性を見出したいということで、皆が知恵を出せということは無理だと思うので、私たちはそんなにお金をかけずにできるのではないかと皆さんそこでご意見を下さいということで、出しているたたき台のたたき台にもならないものだと思っている。ただ、これを作るのにも専門家の方や学芸員さんとかそういう活動にずっと携わって来た方たちにも見てもらい、現地を見

渡辺

平塚の場合はどちらかというと博物館の方で学芸員さんがエコミュージアムというのを形にしようと、そういう中で金目地区に条件が揃っていて白羽の矢が立った。二宮の場合は今あるものをどういうふうに活かすかということから、エコミュージアムというのが一つの考え方として固まってきたというか上がってきたという理解でよろしいか。

神保氏

私たちが元々考えている中ではそういう考え方があったが、独自のものだと最初思っていた。たまたま、まち歩きの際に参加された方が日吉の森の庭園美術館、ここもエコミュージアムだが、その会員さんでその方が、カワニナがここにいるからとか教えてくれたりしてくれた。そういうものを見ていったら、エコミュージアムは元々国を上げての事業でやっていたもので、私たちの考え方は独自ではなくて同じようなことが進んでいた中であつたと、エコミュージアムを調べて今回提案している。国の事業として取り上げられたのでいろいろ読んでみると、行政主導で始まったところがほとんどである。元々はフランスを模倣している。フランスは住民主導である。日本では行政主導でいったところでその時は広がったが、うまくいっているところはその後住民がちゃんと主導でやれたところが、今も残っているという感じである。その中にも書いてあつたが地域によってエコミュージアムの運用が全く違うので、他市が上手くいったからといって、それを真似ようということでは絶対にうまくいかないというふうに課題の中にも書いてあつた。自分たちが考えていたことが実は世界の中で考えられていたことだと思って、それを着実にやっていたら良いと思っている。

松崎

先ほど陳情項目についてあまりにも具体的でいろいろなことを縛っているような気がしたので、陳情項目として相応しくないのではないかと休み時間に直接陳情者と話した際に、野地委員の同じような内容の話をしていて。整理すると前回東京大学果樹園跡地の建物の保全に関する陳情を出している。出して採択された。採択されたのはよいが町は全然動こうとしない。何かアクションを起こしてやろうというふうにお話を伺った。なぜここまで細かく書いたのかというと先ほど話がちらっと出たが、前回賛成しなかった議員が具体的なことが書いていないから今回書いたという話だった。陳情項目を読むと確かに縛っているようにも思える。陳情者からそうではないという話があつた。仮に採択した場合、今の陳情項目が生きるのか、今のやり取りが議事録に残るので有効なのか、気になるところである。それについて陳情者の方のお考えはいかがか。

神保氏

先ほど申しあげたように私たちは私たちの考えがある。他の方たちもあると思う。何もなければ私たちの考えがあるで終わってしまう。あなたたちの意見を聞かせてくださいと言ってもたたき台があると良いと思った。たたき台があればこんなに細かく決めてしまつて困るよと。じゃあどこが困るのという話になると思う。これは整備でお金がかかるのでは。整備でお金がかかるというのはどういうことを想定しているのかとやり取りができると思う。そのためにこれを作った。私たちはなぜこれを提案したかという二宮がどんなものなのか、人間が生まれる前からずっと今までできて、まして東京大学果樹園がここに誘致されたのというのは産業として

国が果樹栽培を振興していこうと、研究させる場として特にみかんができる場所を選定されたわけである。そういったことを含めていろいろなことが生の体験の中で子どもたちが実際に現地に行って、ここに書いてあるこれを見て、どうのこうのではなくて生で見て、生に体験できる、そういう場所が残された二宮唯一の場所であり、先ほども申したようにただ見せるだけではなく調べたことを、情報を収集して保管していく場所が必要である。今回はそれを実験室のところにそういった機能を持たせましょうということと、建築上の中はどうなっているのかを見せるのに、収納舎を開けてそこにいろいろな、ここがどういうところか分かるものを置きながら学習できるというか、皆さんに見て分かってもらう絶好の場所だと思うので今回具体的に出している。樹木や野草を出しており、私たち実際にどういうふうに整備していくのかというと、①②③とか保全エリアも書いてあるが、これも実は研究していてここはこういうふうな整備にしていくとより良くなるのがあって、今も町の方たちは草刈りする時に聞いてこられるので、それに答えられるように私たちも、ここはこういうふうにしたほうがよいのではないかと、やり取りさせていただいている。実際に活用協議会でこういうたたき台で陳情を提出すると言ったときに、実際の事業計画とか今回協議会祭りというイベントがあるのでそちらの検討ばかりになると思うが、こういうたたき台が出てきたことによって皆さんこれを元に意見を出すことを徐々にやっていきたいと思いますということも出てきた。たたき台を出さないと、結局勝手なことを言って終わってしまう。議会で陳情したのはそういうことで勝手なことを言っているのではなく、私たちはこれだけのことをやって、これだけの調査を積み上げて、こういうことを着実にやっていることを、皆さんに知っていただけたらと思います、今回これを出した。

委員長

私から質問させていただく。東京大学果樹園跡地の部分は調整区域ということで、元々学校の校舎だったので建物が建っている。陳情の中にある内容のことは範囲外の利用ということになってくるのかと思うが、現在では利用ができない調整区域ということの認識はあるか。

神保氏

私の中では教育というのは広くやっていくもので学校という概念が分からない。学校というのは学びの校と書くが、個人的なことを言うと私は法学部だが、法解釈って新しいことをやる時には今までできなかったことを更に加えて、どう検討していけばその方向でいけるのか検討する場だと思うので、学校としてという定義とかそういうことも検討する中で、どうしていくのが一番よいのか考えていけばよいのではないかと思う。今ここは活用協議会で使っていることも学校ではないから駄目だというように狭く解釈したら、そうになってしまうのかなと思う。そのへんも含めてご検討いただけたらと思う。

＜執行者側への参考質疑＞

渡辺

6月議会で、建物保全で採択されているが検討経緯があったらお聞かせ願いたい。陳情者にも先ほど伺ったがエコミュージアムという考え方だが、どこまで一般的なものか分からないが、たと

例えば今は第6次の基本計画の策定の作業だと思うが、そういった考えが出たりしないか状況をお聞かせ願う。

施設再編課長

前回の陳情の建物保全の対応として、5月12日の議会の勉強会において報告した。ブルーシートで被う、構造物を作ってトタン屋根を新設する、擬木の杭のロープで立ち入り禁止の措置を取るということで費用等を説明したかと思うが、安全性を担保するためには費用が掛かるということで勉強会においても、まずは擬木の杭のロープで立ち入り禁止の措置を取ることを示したが、費用としても予算措置がなかったので職員作業において実施する予定であるが、実際作業が追い付いていないという状況である。

政策部長

後段の質問は第6次総合計画のことをおっしゃっているという理解でよろしいか。今回エコミュージアムという言葉が陳情の方から出てきてはじめて我々も知ったということで、町の総合計画への位置づけというのは現在ない。

渡辺

保全の措置も職員の作業が追いついていないということで、いつ頃作業を進められるのか。前回もここに関心を持っておられる方が、勝手に作業ができないというのは1つの方向にのっとっていない。町の方角が決まらないと所有者が町であるので勝手にやるわけにはいかないという、ジレンマをやり取りの中で感じた。今の予定では大きな方向をどういうタイミングで決めていくか、そのへんのスケジュール感があればお聞かせいただきたい。

施設再編課長

保全の措置についてだが東京大学果樹園跡地の草刈りの管理など、今回小田厚沿いなども面積が増えて想定が当初より狂っている部分があり、今年夏場が非常に猛暑だったということもあり、作業も思うように進んでいないということもあって、全体的に環境要因も含めて遅れてしまっている。職員作業の中で協議会の方々とも話しているが、職員による作業だと見た目というか景観的な充実度がどうなのかという意見もいただいている。立ち入りがきちんと規制できるような、十分な防護柵的な処置ができるかということもあるので、まだ結論は出ていないが、予算措置も視野に入れて10万円とかその程度の措置だが、専門業者に委託する工事等も含めて考えている。将来の方向性だが、前回の勉強会の中で話したが、保全するということだと約3千万円近くが見込まれると工事業者から見積りをいただいている。3千万とする数字は午前中の審議の話と比べて言うわけではないが、地域集会施設を耐震補強にするとおそらく2棟ぐらいできてしまう金額である。そういったところを横に見つつ、先に保全をするかというところはかなり町として悩ましいところで、具体的な方向性がまだ示せていなく、まだ十分検討できないような状況である。

渡辺

陳情者の方から1つのたたき台というアイデアが出ているが、この秋に町長選があるということで、ここを学校にとそういう政策も出されているような背景もあるので、そこと両立するものな

のか。学校をここに統廃合することになると両立はしない、そういう性質のものなのか。なかなか微妙な問題もあって答えづらいかもしれないが答えられる範囲でお願いします。

政策部長

学校との両立ということについては現時点で町としてお答えすることができない。現時点で決まっているのは少なくとも令和9年度までは、大人も子どもも楽しんで学べる場として活用してくださいということで町民の方々に委ねた。陳情者の方々も委ねられた中の1つの団体であるということを見ると、今回の陳情のコンセプトを協議会の中で共有していただき、動いていただくことは十分に可能なかと思う。一方でその思いを令和9年度以降も続ける町の方向性として定めるとということについては、町としての計画は現在ないのでこれからの議論になってくるのかと思う。建物の活用については前回の陳情と同様に建物としての安全性が確保できない以上、町としては立ち入り禁止措置というのが遅れていて申し訳ないが、取っていくという方向性を示しているので町として建物を活用するのは、なかなか難しいと考えているところである。

松崎

先ほどの大沼委員長から調整区域内だという前提で建物を保全して、教育以外の目的で使用することも可能かという話だったが、それについて執行者の見解を示していただきたい。2点目が、採択された場合、陳情項目は絶対なのか。陳情者とのやり取りの中で、ここに書いてあることから読み取れないような話もあったかと思うが、そのやり取りは有効なのか。

政策部長

陳情の取り扱いについては午前中も野地委員から発言があったかと記憶している。陳情が採択されても、それが町に履行する義務が生じるわけではないということ午前中確認している。一方、陳情者の思いもあるので、議会が賛同されたなら執行者側としてはできることできないこといろいろあるが、何ができるのだろうかという部分も生じる中で、陳情者の文言の1つ1つに我々が縛られるということはないと理解している。

施設再編課長

調整区域内の建築の用途についての質問かと思う。学校用地なので学校は建てられるという認識だが、厳密に言うと我々は建築の許可権者ではなく、開発の許可権者でもないので平塚土木と詳細を確認する必要がある。学校を建てられるというふうに過去からの経緯で知っているが、それ以外で何がどのように建てられるかというのは、正確な答弁はできない。

坂本

この件は前回の陳情に対する取り組みもないし、今回はさらにイメージアップした陳情になっているということになると、行政の方でこのことに対して魅力というか、これはよいことだと感じていないのではないのかと思う。令和9年までという例の約束ごとが実行しても令和9年までで終わり。令和9年を過ぎるとその

時にどういう計画が出てくるか分からないが、それに飲み込まれてしまったら今のこの案はなくなっていく。この提案を出すのは勉強して一生懸命になるのは良いが、現実的な話ではないのかと今思っている。そのへんを行政はどう考えているか。

施設再編課長

今回の陳情はエコミュージアムの拠点にというのが趣旨で、東京大学果樹園跡地がその中心にということだったと思う。我々エコミュージアムという言葉自体今回初めて伺った。平塚市の金目地区、全国的に山形県の朝日町が先駆けとしてエコミュージアムに取り組んでいたと、担当者から話を聞いた。町づくりの一環としてフランスからの考えを取り入れてということだったかと思うが、実際は地域の資源を活用して町に愛着をもってもらい、知識を深め、文化遺産を通じて人づくり、町づくりをしていきたいというのが趣旨かと考えている。町全体が博物館、町民全体が学芸員という話があった。おそらく二宮町が菜の花ウォッチング等を通じてこれまでやってきたことと、かなり通じているのかと感じている。これまでも観光協会を通じてマップづくりをしたり、観光ボランティアを育成したりして活動されて、今町としてはそのへんが定着している。かなり時間がかかるものだと思っている。今までどちらかという吾妻山を基軸に進んできたことが、東大を拠点にということになると、これまでの過去の経緯と方向性がマッチしていくのか心配があるのでお考えを聞いている中で、しお風さんも町歩きとか散策マップをされているのは十分承知している。突然のことで議論が必要なのではないかという印象を受けている。

委員長

お諮りする。5 時以降もこのまま会議を続けたいと思うがご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

異議なしと認め、よってこのまま会議を続ける。

坂本

これから先まで時間的なあれがあるが今日のことを実現する、またはある部分夢のような部分もあるが、そういうものも受け取るとしても、まずは最初の陳情の今の建物をいかに保存できるかということにかかっていると思う。せめて防水シートをかけるとか最初の陳情はそういうことだったが、あの建物を既存宅地として使えるということになれば残さなければいけない。全部が全部そうではなくても部分的に大事なところをなんとか残して、時間を稼ぐことをしないと次の計画には発展していかないと思うが、3千万円という数字が前にあったが、そこまでかけなくてもできるのではないかと思うがいかがか。

施設再編課長

5 月の勉強会の説明の通りだが、シートだがどういうシートがあるかということだが、近接する小田原厚木道路の状況を考える

と、万が一損傷した場合のリスクはかなり大きいのがある。シートをかけるにしてもクレーン車ですってかけるわけにもいかず、ロープなりチェーンなりで縛るという作業が生じる。足場が必要になるのではないかと考えていて、なかなかシートで簡単に覆うのは難しいので、当時説明したが簡易的な措置として足場の材料を使ってトタンで被うということを説明したところである。3千万円というのは専門の工事業者に見積りを取って、建物3棟の保全についての見積りをお願いした結果である。

坂本

いろいろ条件は出てくると思うが、議会の総意で、皆で賛成したから、そういうことを実現するような努力と工夫をやっていただきたいと思う。先ほど渡辺委員から学校の話が出たが、それは私のことだから言うと、学校を作ったとしても今のしお風さんのイメージはちゃんとできるということになっている。全部この夢が全部実現するとは思わないが、用地の隅の方に点在するものだから、両立はできるということと話している。

野地

今回の陳情は東京大学果樹園跡地の活用法はなかなか見えない。行政に対する痺れを期して先行して動いたという風を感じている。B地区1年契約、C地区3年契約で令和9年となっていると思うが、これからの5年間をどのように計画を立てて進めていこうかなと思っていらっしゃるか、確認する。ここでいうことではないかもしれないが、これは議会に出た陳情であり、執行者側は法的義務がないとおっしゃっているが、私としては議会に出された陳情書、陳情項目が全てと思って陳情に賛否するわけである。そういう考えがあるが、執行者側としては議会に出された陳情書の扱いはどのようにお考えか。私の言った言葉に対してということ結構だが、その2点をお願いします。

施設再編課長

令和9年度までの活用ということで、基本的には現状と同じような活用な方法かと思っている。東大跡地協議会の方々と我々も毎月会議を行っており、その中での議論を踏まえると協議会の中でも現状の使い方、さらに拡充していくような方向性で使いたいという方が多いと受け止めている。町も方向性として同意して進めているところである。

政策部長

先ほどの松崎委員のご質問と関係するが、陳情書を我々がどう捉えるかという話だが、一番は陳情項目が何かということだと思う。今回で言えば陳情項目1、2とあって、陳情者の方からは言葉の裏にある気持ちを説明いただいたが、最終的にこの言葉をどう対応するのか検討することだと思う。その上でこの場における話とか前段で述べられている趣旨を見ながら、何ができるのかということをお考えなければいけないと思っている。

野地

非常に分かりにくい答弁が1つ目である。私はこの5年間で令和9年以降の活用を決めるのにどうやって進めていく予定なのか

と聞いたら、今のままを続けるというような表現だった。これからどういう活用をしましょうということを町民にも聞かないし、いろいろな人にも聞かないけど、今使っている人がそう思うから令和10年、11年、12年と今のまま続けようと思ってますみたいな表現だが、それは町の見解として町民全体がそうだとすることを示してもよろしいのか。

政策部長

今の説明の仕方が悪かったんだろう思う。続けるというのは令和9年度まで続けると申し上げている。その先は全く決まっていない。

野地

これから5年間令和9年度以降をどのように進めて決めていくのか質問したが、この5年間でどういう動きをしながら先の方向性を見ていこうかという、スケジュール感をどう思っているのか教えてほしい。現在B地区だけの話が出ているが、私はB、C地区を一体で考えるべきだと考えている。そのへんについても見解をお願いします。

政策部長

現時点でB地区C地区は貸している先が違って、期限は9年ということで揃っている。野地委員はこの先5年という話だったが、5年になるのか、それが最終形になるのかいろいろ話があると思うが、少なくとも今再配置の見直しに取りかかっているので、次の5年程度はどうしていこうという検討はしていかなければいけない。一方で教育委員会では小中一貫教育校の話が出ているので、そういったものを踏まえながらどの時点でどういった方向性を出していくかについては、これからの話かと思う。

杉崎

この資料を執行者の方は持っているか。推進ステップの第1の環令和3年度、4年度土壌づくりとあって、もう終わってしまったが、第3の環だが令和7年度から9年度の時空エコミュージアム開設となっている。7年から9年に開設が2年間あるから分からないが、開設して9年までだったらどうなるのかと心配がある。陳情者に聞けばよかったが、この計画について執行者はどう思うのか。

施設再編課長

先ほど答弁にもあったように令和9年度までは使い方は、現状を基本ということで考えている。その後の方針として違う、たとえばだが建物の公共施設を設置するという状況があれば、その時の状況にもよるが、基本的には建物の公共施設を優先的に建てるということを考えざるをえないと思うが、詳細はその時にならないと申し上げられないと考える。

政策部長

今、杉崎委員が示した資料の更に右側には将来計画の推進がある。時空エコミュージアムの開設は将来計画推進につながるということ、陳情者の方が求められていると思う。一方で、この将来計画の部分が陳情者の方の思いということであって、町として

はこの部分が未定ということであるので、ここにつながるかどうかは現時点で町としてお答えできる段階にはないし、仮に陳情が採択されたとしても、この部分を確約するということもできないと考えている。

杉崎

私が心配するのは陳情が通って令和7年、9年にこうなりましたと。それで9年から先は町が方法を考えるといっても施設を作ってしまったのだから、このまま続けるのか心配している。今から先5年後のことを言っても仕方がないが可能性はある。今部長が言われたから少しは安心だが、そのへんはどうか。これはこうなっても白紙にするとか。

政策部長

ここで白紙にするということを申し上げにくい将来計画については、町がきちんと幅広い意見を伺った上で議会にも諮って決めていくことだと思うので、この陳情の採択で将来計画が決まるというのはプロセスとしてはないのかと私は考える。

杉崎

了解した。

委員長

エコミュージアムの要件の中で、研究の必要性とか自然や文化遺産といった価値観の部分が項目として挙がっていた。町としては、このことについてどのように今解釈というか考えているのか伺う。

施設再編課長

今回のこの陳情で突然出てきた言葉なので、どうなのかというのは非常に難しい。一方で私が短期間で調べ聞いた話では、これまで町がやってきたような町づくりというか、観光や菜の花ウォッチングを通じて町がやってきた内容と通じ、理念は共有されているものなのかと考えている。東大が拠点でなければいけないのかという疑問も感じている。実際に各地区の話を見ると拠点となる箱が必要なかどうかというよりも、そこに活動される人が町づくり、人づくりとかどのように考えて郷土の歴史に取り組んでいくかということである。協議会などでこれから議論があるかもしれないが、箱というか東京大学果樹園跡地にこだわる必要があるかどうかというところは、考えていく必要があるかと感じている。

委員長

陳情者の方々が今建物とかそういったものに文化的価値が貴重なものだと言われているが、町としてエコミュージアムに重ねて、町の文化遺産として保全、もしくは投資をしていこうとした場合、それ相応の価値があるのかないのかが非常に重要なところだと思う。そのあたり、町の認識としてこういった形の価値があると明確に答えられるのか、それを今後調査するのか聞かせていただきたい。

施設再編課長

文化的な遺産に対して、どのように投資していくかということ

ろかと思う。勉強会の時でも話した通りトタン屋根を作るとしても3,000万円、耐震補強を1施設するのに1,500万円だったり、2,000万だったりというのは今後の補正予算なんかでも上げさせていただくが、そういった状況で文化財や文化的なものをどのように保存していくかは、一言では表しにくくこの場所では結論が出にくいところである。個人的な意見というか施設再編課長として、建物が古いものから新しいものも見させていただいた。私は専門家ではなく事務職員であるので、様々な専門家の先生に話を聞きながら業務に取り組んでいるところである。東京大学果樹園跡地を取得した当時のような残された果樹園跡地内にある建物について、東京大学自体が価値を認めていたのかと疑問を感じている。土地代としてあくまでも土地の付属物として当時の町は購入したと引き継いでいるが、そうはいつても歴史的な背景を持つので陳情者のようなお考えは尊重すべきで、優先順位を考える中では必ずしも他の公共施設を追い抜いて上位にくるとするのは、なかなか難しいのではないかと感じている。

休憩 17時11分

(傍聴議員の質疑：根岸、一石、羽根、)

再開 17時28分

<意見交換>

渡辺

論議を聞いていると方向性と具体的なところが交錯している部分があって、議会として最近では部分採択ということをしたことがない。そういうのもありか。私は1の方と2の方はかなりレベルの違う内容が並んでいるということも少し感じた。

野地

部分採択、趣旨採択みたいな話も過去にいろいろあった。私個人としては○か×かは議員たるものであることとして進めてきた。今の渡辺委員の話だと議会人としては陳情項目に対して○か×である。部分採択、趣旨採択にすればグレーで終わるだけの話である。もし内容に不備があって、それだったらちょっとというのであれば、改めて私は出していれば良いと思う。必要な時期にまた出してもらえば良い。今回のしお風さん、遊学の衆さんが思っている趣旨と陳情項目にあまりにもギャップを感じている。次の機会にその時が来る。しっかりとした内容で議員全員が全て陳情項目に賛成ができるような内容にした方が、私は今後のためになると思うので、中途半端はやめないかという意見である。

<討論>

委員長

これより討論に入る。

二宮

不採択の立場で討論する。東大跡地の方向性を早急に明らかにしない町には、明らかに問題があることは確かである。詳しい説

明をしていただいたものの陳情項目に対して活用方法を決定するのに、近い現状文字で落とされた陳情内容に賛成することは将来の足かせになりかねないと推測し、本陳情を不採択とする。

渡辺

私は採択の立場で討論する。陳情者の趣旨は東京大学果樹園跡地の方向を住民参画で早急に明らかにするという事だと、私は捉えた。そういう意味で賛成である。一方でエコミュージアム構想についてだが、まだまだなじみがなく、私などは知覚的にも生物学的にも大磯丘陵ですか、大きな立場でこれをまとめていくとかそういう論議を、もっと広げていってもよいのかとよいのではないかと気持ちがある。陳情項目2の方がインフォメーションセンター、展示ルームの設置の部分が非常に具体的で、そのへんもあってここはなかなか全体的に賛成しづらい部分があった。非常に可能性のある話なので、そういう趣旨を組んで採択とする。

野地

私は不採択の立場で討論する。先ほど申しあげたが5年先の東京大学果樹園跡地を利用について、スケジュール化も示せない行政に対する痺れ感から先じて提案をしている言葉である。東京大学果樹園跡地を、皆さんにその場所を知っていただきたいともある。この提案は素晴らしい提案だと思うが、私は一つの案として受け止めている。先ほども申したように、東京大学果樹園跡地の利用を町民と共に早く進めましょうというのは賛同するが、この案だけに私が縛られるということもないし、時期を見て改めて全議員が賛同できる陳情書なるものを提出された方が良く考え、私は不採択の立場とする。

<採決>

委員長

それでは陳情第9号を採決する。陳情第9号を採択することに賛成の委員の挙手を求める。

(可否同数)

委員長

採決の結果、可否同数である。よって二宮町委員会条例15条の規定により、委員長において本案に対する可否を採決する。今回の陳情について私は不採択とさせていただく。その理由は今回の陳情の内容の中は事業提案という要素が、すごく濃かったと感じている。事業提案として考えているならばとても良い提案ではないかと考えるところだが、行政側は前回の陳情の消化もしていない状況の中で、少し早すぎるという印象がある。今後は議会の方でも検討していきながら野地委員が言われるように、全議員賛成できるような、そういった時期に陳情をいただければと思う。よって陳情第9号は不採択と決した。

休憩 17 時 36 分
再開 17 時 45 分

③二宮町下水道事業の設置等に関する条例の制定（町長提出議案第 37 号）

委員長

「二宮町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題とする。補足説明は事前に配布の通りである。これより質疑を行う。

<質疑>

二宮

2 点だけ教えていただきたい。今回提案理由の中に発生主義や複式簿記に基づく会計方式を採用とあるが、これが非常に複雑だと過去からのいろいろなお話を聞いていて、これは会計管理者を別に雇うのか研修をするのかということ、それから中身の第 4 条に常に企業の経済性を発揮とあるが、それに対する施策というのは何かあるのか。教えてください。

業務班長

まず 1 つ目の会計管理者等を新たにという質問についてですが、こちらについてはいわゆる町から金融機関へのやりとりという会計管理者については、現行と同じもので制度を変えるというものではない。あくまでも今回の条例に関しては下水道の会計、下水道内の会計そのものの方式が先ほどおっしゃられた通り、発生主義と複式簿記ということで記録をしていくという方式にかわるということになる。それから 2 点目になります。この経済性を発揮するという点ですが、一般的に言うとな率的に合理的な経営を進めるという表現になっていて、いわゆるコスト等を意識するというものになる。そのため、現状でもコスト意識を考えながらというものは変わらないが、今後企業会計に切り替わることで今まで見えなかった数値など見えてくるので、そちらを元にして今後の施策を考えていくというものになる。

二宮

事務的なものが増えるのかと思うんですが、人数は今までと同じでやるのか。

下水道課長

最初の質問の補足も入りますけれども、会計管理者の方は現行と変わらずですが、会計管理者の方に委任をするような形で考えている。また経済性の部分、先ほど班長からも財務的な話ということでありましたけれども、今度は新しく財務三表と言われる、損益計算ですとか貸借対照ですとかキャッシュフロー計算ですとか、そういった財務諸表の中で今までにはなかった資産ですとか、減価償却、あとはどれだけ返済が残っているのか、そういったところも出てきますので、そういったところ数値を見ながら将来を考えられる。そこで常に経済性というものを考えていくという部分になっていく

と思います。あと事務的な部分ですけれども、組織体制は変えずにいくという中で、現行の職員の中で来年以降考えていくという形になろうかと思っている。

杉崎

この条例を設置すると自動的に公営企業会計になるということでしょうか。それと償却をするのに平成4年から始めたが、それをずっと過去からさかのぼって償却を洗いなおすのか、条例を設置したものから償却が発生するのかということ。もう1点、多分まだ赤字だと思うんですけど、一般会計から流せるんですかということ。回せるんですかと。

業務班長

まず1点目この条例を採択した場合ということですが、この条例をもって企業会計を適用するということになる。そして2点目減価償却については事業を開始してから、つまり平成2年それから平成3年の当時の頃から全て償却の計算、資産計算を行って、減価償却に反映させるということになる。それから3点目、企業会計に切り替わっても必要な一般会計からの繰り入れについては、これまで通り繰り入れを行っていくということになる。

杉崎

一般会計からの繰り入れは企業会計になると、借入金になるのではないか。返済義務が発生すると考えてよろしいか。

業務班長

一般会計からの繰り入れは、全てが借り入れということではなく、あくまでも内容に応じてということになるが、原則として繰り入れは補助金もしくは出資金などになるので、借り入れということになれば借り入れということで、また取り扱いが別になる。

下水道課長

最初の方の質問の補足で、この条例を制定した場合ですが、企業会計に切り替わるんですけども、第3条の方で公営企業法の財務規定を受けるところで、それで適用にはなるが、附則にあります通り、令和5年4月1日から適用です。それをもって今ある下水道事業特別会計条例を廃止して切り替わるという形になるので、あくまで切り替わりは令和5年4月1日からということになる。

渡辺

財務三表を作って、特に資産や減価償却についての評価を加えるということですが、その目的は何なのですか。

業務班長

公営企業会計に切り替えて財務三表を提示するということは、現在の現金会計では見えない、先ほどから出ている減価償却などのコスト、いわゆる総費用を提示することによって現在の事業会計全体の資産を把握する。それから今後かかってくる費用などを把握したうえで、事業に取り組むというのが目的になる。

渡辺

資産の把握をするということですけど、現実にこの簿価とどういう補修が必要だとかは、必ずしも一致しないと私は考えているんですが、その辺の把握については従来通り調査をして計画に生かして

いくと、そういう考えでいいんでしょうか。それから現行の下水道の計画がありますね。あと何年残っているのかも教えていただきたいが、コスト計算が入ってくるとなると残りの部分というのはかなり効率の悪い部分になってこないか。今立っている計画の部分は打ち切ってしまうとか、そういうことにもつながっていくと心配するがそこはどうか。

下水道課長

まず1件目の資産把握、簿価との違いです。こちらについては算定をきっちり出していきます。それとは別に委員おっしゃられるように、数字と現場の違いというのは当然出てくると思います。下水道施設の場合ですと、下水道管は耐用年数50年と言われていますが、もしかしたら45年で駄目になるかもしれないし、60年70年持つかもしれない。ただ算定上はあくまでも50年という算定の方はしていく。ただ一方でそれとは別に昨年から調査の方を開始しているが、カメラですとか管自身の調査というのは約10年をかけながら、全体的にやっけていこうと。その状況を見ながら、中でもピンポイントで悪いところがあれば手を加えていく。どうしても駄目であれば改築ということもあろうかと思うが、そういったものは現地の方でしっかり見ていくということなので、今後も数字は数字、現地は現地ということで、しっかり確認の方はしていきたいと思っている。それと2点目の現在の下水道の計画ですが、現状ですと令和7年までに概成ということで終わりに出来るように進めている。委員おっしゃられるように、費用対効果という話だと思いますが、費用対効果については平成27年度の時にアクションプランという形で、そこで費用対効果を踏まえた中で区域、下水道の区域と、浄化槽の区域というすみ分けをしていきながら現在進めているので、令和7年概成に向けては今の計画通り進めていくという風に考えている。

渡辺

基本的には今進めている計画は進めるということですが、ではこのコスト意識を高めるということ、どう変わっていくのかそれをお伺いしたいのと、県内では三浦市の方が既に国の方から結構なお金をもらい、コンセッション方式を進めようとしていると聞いている。この辺について、町の方ではどのように捉えているか。

業務班長

コスト意識というところになると思うのですが、現在でも全体の費用が正しいものであるかどうかというのは、もちろん考えながら事業運用はしている。ただ、先ほどから出ている減価償却など目に見えない、本来あるべき事業体としてのコストというのが見えてくるので、その辺を踏まえた中で、それが適正な事業規模かという所を意識しながら事業を行っていくということになる。それから三浦市のコンセッション方式という話ですが、手元に資料がないのですが、三浦市の場合は市で処理場を持っているので、おそらくその処理場の運営を民間の活用をもって運営していくということになるかと思う。二宮町の場合は流域下水道ということで、共同で運営している、また事情が異なるかなと思う。

(傍聴議員の質疑：なし)

<討論>

渡辺

議案第 37 号に対して反対の立場で討論をする。何も変わらないのであれば、変える必要がないのではないかというのが1つある。ただ企業会計の本質というのは資本をいかに効率的に増やすか、そこに集約されると思う。あともう1つの利点というのは他の経営と比べることが出来る。ただ万能ではないわけで。いずれにしても先ほど執行者からも説明がありました通り、現実にはいろいろな調査とか計画を別途立てる必要があると考えている。大阪市では水道管交換を民営化しようとして、結局採算があわないということで、事業主が決まらなかった。海外では一旦民営化して、業者がやるものだからコストを全部上乗せする。そういう中で住民の費用負担が大きくなり過ぎて公営に戻すとか、そういうケースも生まれているようです。それで今回の下水道事業の設置が新たな業務負担を生むのではないかという心配と、それから将来問題が多い民営化に結び付けられる、そういう危険性をはらんでいるということで、反対をする。

<採決>

委員長

それでは、議案第 37 号を採決する。議案第 37 号を原案のとおり賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

委員長

挙手多数である。よって議案第 37 号は可決された。

休憩 18 時 01 分

再開 18 時 04 分

④二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 38 号）

委員長

「二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とする。補足説明は事前に配布の通りです。これより質疑を行う。

<質疑>

渡辺

何点か確認をさせていただきたい。非常に改正概要が複雑で一度に理解するのが難しい。改正概要の 2 だが、この趣旨としては具体的には配偶者が引き続き育児休業を取得する場合のケースとして、

考えてよろしいか。現在育児休業の取得状況は、実際にどれくらいの運用がされているか。今回の条例改正で有資格者というか、どれくらい広がるのかも教えていただきたい。

庶務人事班長

改正概要2だが、育児休業の柔軟化ということで記載させていただいている。通常非常勤職員が育児休業を取る場合、原則として1歳到達日までが育児休業を取得することができるが、諸事情により延長しなければならないといった場合に1歳6か月ないし、最大2歳まで取得することができる。たとえば1歳6か月までに再度育児休業を取ろうとする場合だが、現状においては1歳到達日の翌日からでないで育児休業が取得できない状況である。今回改正するところで1歳の翌日に限らず、それ以降の日においても取得が可能である。例として父母が交代で育児休業を取ろうとしている場合に、今回の改正でそれが可能になる。そのような改正を今回している。育児休業の取得状況だが、現在3名の職員が育児休業を取得している。

総務課長

育児休業の実績だが、班長が今答えたのは正規職員3名である。会計年度職員の方で1名取得している方がいる。4名ということで修正させていただきたいと思う。

庶務人事班長

一点答弁が足りていなかった。育児休業の有資格者ということで質問いただいたが、有資格者についての変更は特になく現状通りである。

渡辺

育児介護休業法については民間の事業者も改正されるという認識である。町内の事業者の方がなかなか難しいのかと想像するが、何か状況について把握されていることがあれば教えていただきたい。職員に対する今回の変更だとか周知については、どのように整えられていくのか教えていただきたい。

庶務人事班長

育児介護休業法の今回の改正に伴う民間の状況だが、町の方ではそこまで詳しく把握していない。2点目の職員の周知だが、育児休業に関わらず職員には休暇の手引きマニュアルを作成して、そちらで育児休業を問わず各種休暇制度について周知している。今回この条例を認めていただいたらマニュアルの方も改正して、広く職員に周知を図っていきたいと考えている。

渡辺

改正のところで国の資料を見ていたら育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止とか、もう一つはハラスメントに繋がっていくというところも発見したが、そのへんの徹底についてもこのマニュアルに触れられているのか。それともまた別のルートで、このような不利益の取り扱いの禁止は周知されているのか。

総務課長

育児休業の取得だけにかかわらず、ハラスメントに近いような話になってくるのかと思うが、そういったことを含めてハラスメントの研修の中でも周知しており、育児休業を取得しにくい状況という

のを極力作らないというのを、職場の風土として作っていきたい。マニュアルの中にそこは特にうたっていないが、出産等があれば当然育児休業をどうするのかというところは、所属の中できちっと話ができるような雰囲気づくりに、努めていきたいというふうに思っている。

休憩 18 時 12 分

(傍聴議員の質疑：羽根)

再開 18 時 17 分

< 討論 > なし

< 採決 >

委員長

それでは議案第 38 号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長

挙手全員である。よって議案第 38 号は可決と決定する。

閉会 18 時 17 分